

質問1

スタートアップの代表者(個人事業主本人、または法人の役員)自らが、補助事業の製品開発や実証テスト等に従事する場合、その稼働工数を「人件費」として計上することは可能ですか？

回答1

A. 対象とすることができます。 代表者や役員であっても、補助事業に直接従事する時間については人件費の対象に含めることが可能です。ただし、実績報告の際には、令和 8 年度スタートアップ支援補助金公募要領 P4 の(1)対象となる経費の<定義>イに記載のとおり、研究開発ノートや業務日誌等により、補助事業に従事した日時や作業内容、時間数が客観的に確認できる書類の提出が必要となります。

質問2

自社製品の販売価格を引き下げる(顧客へ値引きして提供する)ための原資や補填として、補助金(報償費等)を使用することは可能ですか？

回答2

対象外となります。 本補助金は、製品の「開発・実証に伴う直接経費」を支援する制度であるため、「顧客への販売価格を引き下げるための原資(値引き補填)」として使用することはできません。なお、報償費の対象は、本補助事業の実施にあたり、外部の専門家や実証実験に協力いただく有識者等へお支払いする経費(アドバイス料や謝礼等)に限られません。